



加藤 元の



と暮らして
みませんか

15

家に新しい犬が来たら、次のことに留意しましょう。

早速ホームドクターを見つけてマイクロチップを入れてもらいましょう。マイクロチップは、飼い主が責任を持って飼うという「証し」です。将来、税金の無駄遣いを減らすためにも、唯一の登録方法にしたいものです。

生後三カ月以上になれば、ホームドクターに見せて、三十日以内に犬の登録をします。新しい犬が来たら各種のワクチン注射を三、四カ月になるまで繰り返し受けま。狂犬病の予防注射は九十日を過ぎたら受けます。

マイクロチップ

責任持って飼うための証し

血統書はあくまでも子犬を産ませるときの必要資料であり、お互いに間違いを防ぐためにも獣医師の出生証明とマイクロチップ済み証明がないものは買わないこと。

動物愛護のためにも、犬でも猫でもまずマイクロチップを入れてやることです。つまり、犬の命を大切にすることは、人の場合と同様にまず個体識別が必要です。まだ入れてやっていなければ、これをホームドクターに入れてもらいます。それだけで、逃げたり、盗られたり、事故にあつたり、捨てられたりしても、すぐにリーダーで読むだけで、誰のペットかわかるという、立派な犬の戸籍が出来る上がることとなります。

生後三カ月以上の犬を飼う場合は、三十日以内に所轄の区市役所に届け出ることになっています。また、マイクロチップを入れてやることで、将来ますます大切になる犬の健康保険や共済制度などをより立派に育てるのに役立つことにもなるので、みんなで協力し合いたいものです。

まず、区市役所には犬の税金を納め、登録しますと鑑札がもらえます。これを「畜犬登録」といい、一生に一度で済むこととなりますが、狂犬病の予防注射は毎年繰り返すこととなります。

(ダクタリ動物病院・広尾病院院長、日本ヒューマン・アニマル・ボンド・ソサエティ会長)

《産経新聞2004年7月11日掲載》